

会 議 録

会 議 名		第169回藤沢市都市計画審議会	
開 催 日 時		2019年(令和元年)8月30日(金)午後2時	
開 催 場 所		本庁舎 5階 5-1会議室	傍聴者数
			1
出 席 者	会 長	高見沢 実	
	委 員	北坂 康博, 多田 博, 野口 咲也, 野村 哲, 吉岡 克己, 増田 隆之, 齋藤 義治, 小川 司, 池尻 あき子, 稲垣 景子, 金井 恵里可, 友田 宗也 北橋 節男, 横溝 博之, 河野 朗(岩岡豊代理)	
	事 務 局	石原計画建築部長 都市計画課=三上課長, 小川主幹, 渡邊課長補佐 會澤上級主査, 石橋上級主査, 戸村主査, 北村主任, 齋藤 (関係課) 西北部総合整備事務所=額賀主幹, 佐藤上級主査	
議題及び公開・ 非公開の別		議第1号 藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について (遠藤笹窪特別緑地保全地区) 報告事項1 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について (すべて公開)	
非公開の理由			
審議等の概要		別添議事録のとおり	
そ の 他			

第169回 藤沢市都市計画審議会

議 事 録

日 時 2019年（令和元年）8月30日（金）

場 所 本庁舎 5階 5-1会議室

●出席者（16名）

・市民

北坂 康博	藤沢地区
多田 博	湘南台地区
野口 咲也	鵜沼地区
野村 哲	辻堂地区
吉岡 克己	片瀬地区

・学識経験のある者

増田 隆之	藤沢商工会議所 会頭
齋藤 義治	藤沢市農業委員会 会長
小川 司	小田急電鉄（株）交通企画部長
高見沢 実	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
金井 恵里可	文教大学国際学部 准教授
池尻 あき子	(株)プレック研究所 環境計画部 次長
稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 准教授

・市議会議員

友田 宗也	総務常任委員会 委員長
北橋 節男	建設経済常任委員会 委員長

・関係行政機関

横溝 博之	神奈川県藤沢土木事務所 所長
河野 朗	神奈川県藤沢警察署 警務課長（岩岡署長代理）

●欠席者（4名）

・学識経験のある者

水落 雄一	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 湘南支部支部長
中西 正彦	横浜市立大学国際総合学部 准教授
谷口 綾子	筑波大学大学院システム情報系 准教授
梶田 佳孝	東海大学工学部 教授

●事務局職員（都市計画課）

石原計画建築部長

三上課長，小川主幹，渡邊課長補佐

會澤上級主査，石橋上級主査，戸村主査，北村主任，齋藤

●関係課

西北部総合整備事務所 額賀主幹，佐藤上級主査

◆傍聴者・・・・・・・・ 1名

第 169 回 藤沢市都市計画審議会議事録

日 時 2019 年（令和元年）8 月 30 日（金）
午後 2 時

場 所 藤沢市役所本庁舎 5 階 5－1 会議室

次 第

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第 1 号 藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について（遠藤笹窪特別緑地保全地区）（藤沢市決定）

報告事項 1 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について

5 その他

6 閉 会

事務局

ただいまから第 169 回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

初めに、本日の審議会は新たな任期の最初の審議会でございますので、会議に先立ちまして、都市計画審議会委員の紹介をさせていただきます。

事務局からお名前をお呼びいたしますので、その場にて一言いただければと思います。なお、座席については五十音順とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(以下、「委員名簿」参照)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局

次に、会長・副会長の選出に入りたいと思います。

藤沢市都市計画審議会条例第 5 条の規定により、会長及び副会長は、「学識経験のある者につき任命された委員のうちから、それぞれ選挙によりこれを定める。」こととなっております。

どなたか会長もしくは副会長に立候補いただける方はいらっしゃいますか。(なし)

いらっしゃらないようですので、事務局といたしましては、会長につきましては、都市計画に見識が深く、前回、前々回の「藤沢市都市マスタープラン」の改定など、藤沢のまちづくりに長年にわたりご尽力いただくなど、藤沢都市計画に精通されている高見沢委員に前任期から引き続きお願いしたいと考えております。

また、副会長につきましては、本日は、ご欠席ですが、中西委員に引き続きお願いしたいと考えております。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局

皆様から「異議なし」のご発言をいただきましたので、大変恐縮ではございますが、会長につきまして高見沢委員に、副会長につきましては中西委員をお願いしたいと思います。

それでは、高見沢委員におかれましては、会長席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

高見沢会長

ただいまは「異議なし」ということで、引き続き会長に推していただき、ありがとうございます。藤沢市の都市計画に関わらせていただくことを非常に光栄に思っております。藤沢市はとてもいいまちでありまして、他のところは大幅人口減少してきておりますが、まだキープしておりますけれども、油断ができないので、中長期的にどんなまちづくりをしたらいいかということで、この審議会の果たす役割は重要なものがございますので、皆様と協力しながらより良いまちを目指して審議してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、会長及び副会長の職務を代理する者を、条例の第 5 条第

4項の規定により、あらかじめ会長が指名することとなっておりますので、会長のご意向をお伺いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高見沢会長 それでは、稲垣景子委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局 それでは、職務代理者につきましては、稲垣委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

それでは、改めまして、第169回藤沢市都市計画審議会を開催させていただきたいと思います。

はじめに、石原計画建築部長よりごあいさつ申し上げますので、よろしくお願いいいたします。

石原部長 本日は、皆様には大変お忙しい中、第169回藤沢市都市計画審議会にご出席賜り、まことにありがとうございます。今回から新たに参加していただく市民委員の皆様、また、学識経験のある者、市議会、関係行政機関の委員の皆様には委員就任を快くお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。また、高見沢会長におかれましては、2年間よろしくお願いいいたします。

本日の都市計画審議会は、付議案件1件、報告事項1件を予定しております。付議案件につきましては、昨年11月の第167回審議会でご報告させていただいた「都市計画特別緑地保全地区の決定」について、県知事との協議等が整いましたことから、今回、議案としてお諮りをさせていただきます。

また、報告事項につきましては、毎年のことですが、次回の都市計画審議会に正式に付議させていただきます「都市計画生産緑地地区の変更」について、今回は今年度の追加、縮小案件の報告という内容になりますので、よろしくお願いいいたします。

事務局 次に、本日使用いたします資料等の確認をいたします。（資料の確認）

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 それでは、次第に従いまして、本日の審議会を進めさせていただきます。次第の2、本日の都市計画審議会の成立については、藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件といたしまして、「委員の2分の1以上の出席が必要」とされております。現在の委員の定数は20名で、本日は16名の委員の出席をいただいております。したがって、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございますが、付議案件 1 件、報告事項 1 件を予定しております。議第 1 号「藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について、報告事項 1 「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、以上、2 件について、よろしくお願いいたします。

また、大変恐縮ですが、発言される際は、事務局よりマイクをお持ちしますので、マイクの利用をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 続きまして、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公開条例第 30 条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしょうか。

高見沢会長 本日も公開としておりますが、傍聴の方はいらっしゃいますか。(1 名入室)

傍聴される方は、ルールを守り、傍聴されるようお願いいたします。

事務局 それでは、議事に入りますので、これからの議事進行は高見沢会長にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。

お手元の委員の名簿より市民委員と学識経験のある委員から指名させていただきます。北坂委員と金井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高見沢会長 それでは、お二方をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 それでは、次第に基づき議事に入ります。

本日の審議会につきましては、付議案件 1 件、報告事項 1 件ということですので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

まず、議第 1 号「藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議第 1 号「藤沢都市計画特別緑地保全地区 遠藤笹窪特別緑地保全地区の決定について」、ご説明申し上げます。

本件は、昨年 11 月に開催いたしました都市計画審議会において報告させていただいた案件でございますが、県知事との法定協議や法定縦覧などの諸手続きを経ましたことから、今回、議案として挙げさせていただいたものでございます。議案書につきましては、法定図書となっております。添付しております図面につきましては、縮小したものとなっております。また、お手元には平成 29 年 3 月に策定いたしました「遠藤笹窪緑地保全計

画」の抜粋をお配りしております。ご説明にあたりましては、お手元の資料1-1とともにスクリーンで行わせていただきます。(資料参照)

それでは、資料1-1の1ページをご覧ください。まず、簡単ではございますが、特別緑地保全地区の制度についてご説明いたします。特別緑地保全地区につきましては、風致または景観が優れているなど、一定の要件に該当する緑地を都市計画に定めることで、樹木の伐採などの行為を制限し、都市の良好な自然環境を形成する緑地の保全を図ることを目的とした制度です。この制度につきましては、都市計画で定める地域地区でございます。例えば公園の都市計画決定のように新たに施設の整備を行うものではなく、地域として一定の制限を行うことで、現在ある緑地を保全していくものでございます。特別緑地保全地区に指定いたしますと、区域内で行う一定の行為にあたっては、藤沢市長へ許可の申請を行わなければならないほか、その行為が緑地の保全上支障がある場合には不許可となり、行為が制限されることとなります。

本地区については、現在、市街化調整区域であるため、宅地開発などに対して制限がかかっておりますが、緑地の保全上支障がある行為として「駐車場など建築物の伴わない土地の造成」や「樹木の伐採」などが行われてしまう恐れがあります。特別緑地保全地区に指定することで、これらの緑地の保全上支障となる行為について一定の制限を行うことが可能になります。なお、維持管理上必要となる樹木の間伐や剪定などについて制限をするものではございません。また、このような制限を受ける一方で、土地所有者の方々は、固定資産税や相続税の軽減を受けることができるようになるほか、行為の制限を受けることにより、土地所有者の土地利用に著しく支障をきたす場合には、市に当該土地の買い入れを申し出ることが可能となります。

2ページをご覧ください。次に、区域の位置についてご説明いたします。今回、遠藤笹窪において特別緑地保全地区への決定を予定している区域でございますが、湘南台駅から西に約3.5km、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの北側に位置するこちらの緑地でございます。

3ページをご覧ください。こちらの遠藤笹窪谷は谷戸底となる中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林で構成され、豊かな自然環境を有しております。今回、中央低地部を除いた斜面林等から成る部分につきまして、特別緑地保全地区の区域に指定するものです。なお、中央の低地部分につきましては、都市公園法による公園として今年度から整備を進めてまいります。

4ページをご覧ください。こちらは現地の写真でございます。1番から

3番の写真が今回の区域を外側から撮影した写真でございまして、奥に広がっている樹林地が今回、特別緑地保全地区に指定する区域になります。4番の写真につきましては、区域の内側を撮影した写真で中央に谷戸底、両わきに斜面林からなる緑地を写したものです。このような遠藤笹窪の自然環境を将来にわたって引き継いでいくために、今回、特別緑地保全地区に指定することで法的に担保性を持たせるものです。

5ページをご覧ください。こちらは谷戸の中央低地部分に計画している公園を東側から見たイメージ図です。図の手前側や右奥には広場などがございまして、図の左側にはため池や田んぼなどがあり、大雨の際にこちらに、一時的に雨水をためる機能を有しております。

6ページをご覧ください。昨年度の11月にご報告した際に、特別緑地保全地区の指定後の管理等についてご議論いただきましたので、その点について、現在の考え方や今後の方針等をご説明させていただきます。まず、前回のご議論の中で土地所有者の相続が今後見込まれる中でどのように考えているのか、税金などの面で土地所有者にメリットを与えられるものがないのかといったことがございました。先ほど、特別緑地保全地区の制度についてご説明いたしましたように、特別緑地保全地区に指定することで、伐採等の様々な行為について制限が課せられることとなりますが、その一方で、土地所有者の方々は、固定資産税や相続税の軽減を受けることができるようになります。また、行為の制限を受けることにより、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合には、市に当該土地の買い入れを申し出ることが可能となっております。

そのほかに、谷戸底の公園を含めた緑地全体の管理につきましてもご議論いただきました。市では緑地の保全に向けて実行すべき具体的な事項について、関係する様々な立場の方々が認識・共有することを目的として、平成29年3月に「遠藤笹窪緑地保全計画」を策定いたしました。この中で、遠藤笹窪緑地を3つのエリアに分けて現況・課題を整理し、それぞれの状況に応じた管理計画を定めております。この「遠藤笹窪緑地保全計画」から管理に関する部分を抜粋した資料を、皆様のお手元に資料1-2としてお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

7ページをご覧ください。遠藤笹窪緑地保全計画の中では、今後に向けた方針等を掲げてございまして、今後に向けましては、市は市民活動団体、土地所有者、市民等とともに保全計画の推進体制を構築すること、それぞれの役割を明確にしながら、相互に協力していける体制づくりを目指していくこととしており、公園部分の管理も含め現在、関係部署との協議・検討を進めている状況でございまして、また、このような体制により緑地の管

理を引き続き行っていくためには、市民団体等の協力が不可欠でございますが、前回の報告の際にご議論いただきましたとおり、市民団体の高齢化が重要な課題でございますので、課題解決への取り組みつきましても検討を進めてまいります。

8ページをご覧ください。ここからは法定図書のご説明になります。こちらは計画図になります。赤色のラインで示す区域について特別緑地保全地区の決定を行うものでございます。

9ページをご覧ください。計画書になります。名称としましては、「遠藤笹窪特別緑地保全地区」で、面積は約20ヘクタールでございます。

10ページをご覧ください。理由書になります。前段では「藤沢市都市マスタープラン」や「藤沢市緑の基本計画」といった上位計画における位置づけを記載しております。後段では、特別緑地保全地区とする目的を記載しております。11ページをご覧ください。都市計画を定める土地の区域になります。追加する部分を「藤沢市遠藤字笹窪上、中尾及び堀切並びに打戻字中尾」としております。

12ページをご覧ください。経緯書になります。11月30日に開催した本審議会にて取組み状況等について報告をさせていただいた後、3月26日に、地元向けの説明会を開催したところ2名の方にご出席をいただきました。説明会では、「今回の区域よりも広い範囲で特別緑地保全地区に指定してはどうか」といった質問がございましたので、「貴重な谷戸環境を維持保全していくために、一団の緑地となっている区域について、特別緑地保全地区に指定していく考えである」ことをご説明し、ご理解いただきました。その後、5月22日から7月1日にかけて、神奈川県との法定協議を行い、神奈川県知事から「異存なし」との回答をいただいております。法定協議の結果を受け、7月3日から7月17日までの2週間、都市計画法に基づく案の縦覧を行ったところ、縦覧をされた方及び意見書の提出はございませんでした。

13ページをご覧ください。最後に今後の予定でございますが、本日の審議会においてご審議をいただいた上で、9月中に告示を行い、都市計画決定の手続きを終了したいと考えているものでございます。以上で、議第1号「藤沢都市計画特別緑地保全地区 遠藤笹窪特別緑地保全地区の決定」に関する説明を終わります。

高見沢会長

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

齋藤委員

緑地保全地区は、今までは引地川とか境川あるいは城南地区にあって、今回は4つ目ということで、面積も非常に広いという感じを受けますが、

私ども農業関係者から見ると、里山として残っていたところが今回、緑地として残るわけだが、かつての里山というのは農業経営には切っても切れない場所だったわけです。それは下草を刈ったり、木を伐採することが主な目的で、そこから落ち葉や薪を拾って、生活の糧にしていたが、今回、緑地地区として残すということだと、今まで管理をしてきた人は、セミプロと言われる人が管理をしていたけれども、今回はNPO法人とか、それに関心のある人が里山の維持管理について当たるわけですが、それがちょっと心配なのと、スギとかヒノキといった木々は木を切る時期があるわけです。藤沢市には森林計画というのがあって、その中でスギは40年ぐらいで切るとか、ヒノキは何年ということをやっている。ナラなどの雑木に関しては10年ぐらいの周期と言われています。ナラなどはカミキリムシなどがかなり入り込んで枯れてしまうので、その辺の管理は、今までは農家の人が時期を見て伐採をして管理をしていたけれども、今後は伐採も制限がかかるということだが、市は里山というものに対してどういう概念を持って考えているのか、お答えいただきたいをと思います。

事務局

ご指摘のように、遠藤笹窪谷戸は自然が多く樹林に恵まれた地で、里山という原風景を残している中で、地権者の方は、自らの土地の木を伐採などし、手入れをしながら管理をされてきたという経過がございます。またこの中では市が6割程度土地を所有していることから、市の方で維持管理をしてきたということもあります。また、平成24年度から事業課の方で里山保全再生事業ということで予算を確保しながら、現地の伐採とか手入れをしてまいりました。そして先ほどお示ししました「遠藤笹窪緑地保全計画」の中で、緑地を保全していこうという方針が示されまして、当時は地権者やボランティアの方も作業をされていた方が多くおりましたので、そういった方たちと話を進める中で、この計画に沿った緑地の保全の仕方として、ボランティアと協働で保全の姿を取っているということです。これからもこの緑地については、市有地もあるということもあって、市の方でボランティアと協働して維持管理をしていくことと、民地の地権者については、今までどおりの維持管理をしていただいて、大きな木の伐採などは制限がかかってきますけれども、維持管理上必要なものについては、それは可能となっていますので、そういった中で緑地を管理していきたいと考えております。

齋藤委員

簡単に管理をしていくと言われますが、これはかなり難しいことで、プロ的なしっかりしたものがないと、枯れてジャングルみたいになってしまうというのが現状です。例えば引地川の緑地などを見てもかなり手が入っていないところが見受けられます。この笹窪緑地は、かつて湿地帯は田

んぼでした。そして斜面の一部分の畑が自然林になったという経緯もあるので、今まで管理してきた方が、ほとんど高齢化して管理ができなくなっているというのが現状なので、これからこの 20 ヘクタールを維持管理していくにはかなり予算もかかると思うけれども、その予算はどのように捻出するのですか。

事務局

遠藤笹窪緑地の谷戸底の部分は都市公園として整備をする。また、斜面地については特別緑地保全地区として維持管理をしていくわけですが、予算につきましては、公園部分については、公園の維持管理として通常の公園と同じような管理ができるような対応をしていきたいと考えております。また、特別緑地保全地区の傾斜地部分については、これまでと同様に市の予算を確保しながら、市有地と民地が混在しておりますので、その辺については民間の方の協力を得ながら、一部市の木が民地を侵している部分も多くありますので、地権者と協力しながら、管理維持に努めたいと考えております。予算の確保は継続的にしていきたいと考えております。

齋藤委員

この付近には少年の森があります。少年の森は子どもたちや大勢の方が利用しているけれども、緑地に指定されると、少年の森のような利用形態というのは、これからいろいろ制限がかかってくるということで、できないなというのは認めるけれども、この 20 ヘクタールの中で、例えばナラの木を切ってつくるのか、子どもたちには竹を切っているいろいろなやらせるとか、いわゆる少年の森の延長というようなことは考えていないのかどうか。

事務局

少年の森については青少年の心身の健全な発達を図るために設置されたもので、少年の森と遠藤笹窪緑地の健康の森とは設置している目的が少し違います。少年の森は先ほど申し上げたように、青少年の育成で、健康の森の遠藤笹窪緑地の方は、今ある緑地をそのまま保全するという目的で位置づけております。健康の森の中で少年の育成ということは今のところ考えていないところですが、少年の森と健康の森は位置的にも近いところにありますので、両方連携した形でお互いに高め合っていける位置づけであればと考えております。

齋藤委員

少年の森と健康の森は目的が違うということだが、これは人間が勝手に決めたもので、本来、形式としては1つの森だから、もっと大きな考え方をしていった方がいいのではないか。山林とか森には全然関係ないわけだから、少年の森のようなことはできないというのは矛盾を感じるということを意見として申し上げておきます。

増田委員

谷底を整備して、そこは都市公園にする方針ということだが、将来に向けての公園としては、どういう活用方法があるといったものができ上がっているのか。また、あそこは車でないと行かれないので、そういったとこ

ろの対応も考えられているのか、お伺いします。

事務局

公園のイメージ図をご覧くださいと、周りの緑地空間の中にある公園となりますので、すべり台とかの遊具を設けるような公園ではなくて、自然を感じながら歩けるような遊歩道を設置するとか、自然を感じられるような公園として位置づけて整備することを計画しております。

それから車の利用についてですけれども、イメージ図の下の方に駐車場があって、車が数台あるけれども、こちらは緑地保全活動している方が使えるような駐車場とか身障者用の駐車場だけを設ける予定で、遠いところから車で来てもらうというような駐車場は考えておりません。それについては、また別の場所に設けられるかどうか検討していきたいと考えております。

増田委員

ここに公園ができるということだが、今でもこの場所は素晴らしいと思っていますけれども、公園としてある程度開発されるとなると、例えば近くの生徒さんが来るとか、一般の方々も多く来るのではないかと思うが、市としてはこの公園はこういう形でお使いくださいというか、今言われたのは、自然の中でゆっくりと観察をするといった考えだけなのか、あるいはそこまでいっていない話なのか。

事務局

公園の活用方法については、これからも議論を進めていくところでもあるのですが、申し上げたとおり、自然を感じてもらうことが原則ですが、もう1つは公園の中に田んぼなども設ける計画をしていて、学習田という形で近隣の小学校の生徒が田植えなどができるといった計画もしております。また、駐車場の前あたりには芝生とか広場を設けるような予定をしております、そこを使つての課外授業とか遠足で集まれる場所という形の計画はしております。

吉岡委員

資料を見ると、ちょっと気になるキーワードが2つほどあります。1つは、タケが繁っているところが多く、23 ページにはモウソウチクと書いてある。モウソウチクは繁殖力のある大きくなるタケなので、早急に手を打たないと、どんどん広がっていくと思いますし、今の話の中で、田んぼにして小学校の体験学習ができるというのであれば、モウソウチクだったら、近くの小学校の子たちにタケノコ狩りをしてもらうというのも学習にもなるし、タケの繁殖ということも抑えられるし、そういうことも計画してみたらどうかと思いました。

それから同じく24 ページに「特定外来生物」というのが書いてあるけれども、これは既に特定外来生物が入り始めているのかという不安があります。特定外来生物については、6 ページに「NPO 法人とか自然保護団体、土地所有者等と維持管理していく」とあるけれども、特定外来生物が

どんどん入ってくる前に、何とかしてもらいたい問題なので早急に考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局 モウソウチクの繁殖については、活動されている団体の方からもそういう話は出ておまして、朝にタケノコ狩りをやりたい方を募ってやってはどうかという意見も最近出てきておりますので、そういうことも考えております。それから特定外来生物についても、やはり活動団体の方も外来生物が入ってくることを危惧しておまして、元々ある固有種の保護についても皆さん、真剣に取り組んでおりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

多田委員 保全計画の 22 ページの管理計画「a 1」の中に、「過度な踏みつけによる湿地の乾燥化を防ぐために人の立ち入りを抑制します。」とあります。先ほどの話ではこのエリアに公園をつくるという話だったが、これに矛盾するような気がするので、管理計画から公園計画に至るまでの経緯を聞かせていただけますか。

事務局 今のお話は「保全計画」の 20 ページをご覧くださいと、「保全に向けたエリアの区分」ということで、谷戸の奥のところを 3 つのゾーンに分けておまして、「A：源頭部保護エリア」は、人を入らせないエリアとしておまして、ご指摘の a 1 の「過度な踏みつけ」というところは、人を入らせないエリアとなっております。公園の整備については、「B：谷戸利用エリア」で、慶応大学の看護医療学部のそばとなっております。公園を整備するエリアと源頭部保護エリアは違う場所になりますので、「源頭部保護エリア」の方には人は余り入らないエリアとなっております。

北坂委員 計画そのものについては十二分に検討されたことと思うけれども、計画に対する実績について一定期間が過ぎた後に報告をいただくことは可能ですか。

事務局 この保全計画を策定したのが平成 28 年度でありまして、最後の 30 ページの「保全計画のサイクル」にあるよう 10 年ぐらいのサイクルでチェックをしていきたいと考えております。

齋藤委員 いろいろお話を伺っていて、これだけ広い土地を管理していくわけですが、かなりボランティアに頼るようなことを言われているが、どうも心配だ。というのは、セイタカアワダチソウとかクズとか、かなりの外来種が繁茂しているのが現状だから、これを取るには多分農薬は使わないで人海戦術で行くと思うが、その辺の管理についてはもっと具体的なものを決めていかないと厳しいのではないかと。

高見沢会長 今の質問とあわせて伺うと、どういう体制になっているのか、地元で協議している団体が責任者なのか、都市公園なのか、都市公園といっても一

部だけ都市公園なので、都市計画課なのか、その辺も含めて管理をどうするのか、誰が責任者なのか。何かあったとき、あるいは市民から苦情なり提案があったときにどう受けとめて、どういうふうに活かすのかといったあたりも説明に加えていただきたいと思う。

事務局 緑地部分につきましては、特別緑地保全地区に設定いたしましたが、藤沢市の中で緑を管轄している部門が管理することになっていきます。公園整備につきましても、公園を管理する部署が管理していくことになるよう協議を進めているところです。

高見沢会長 今のご心配に対してはどういうふうにお答えしますか。例えば都市計画審議会の場において決定することについては、「異議なし」とうたったけれども、非常に心配であると、具体的な管理方法がこれだけでは足りないのではないかという意見が出たので、十分考えてほしいとか、どんなふうに都市計画課としては扱うかということをお教えいただければと思います。あるいは心配し過ぎというような判断なのか。

事務局 都市計画審議会としては、地域地区として制限をかけるという法的な手続きについて議論をいただくという中身ですが、その後に公園整備とか、全体として斜面緑地を活用していく。また都市公園と一体とした健康の森というものは運営されていくといった中での全体としてのご心配とか、いろいろなご意見をいただいたところです。ここでは都市計画決定していく内容としては、特別緑地保全地区で制限をかけつつ、その後の管理計画等については、運営をしっかりしながらブラッシュアップしていく面もありますし、また、今までの経過も含めてその延長というものがここから発生していくものですので、これから検討がしっかり進められていくと考えております。まずはきょう、いろいろご議論をいただきました特別緑地保全地区の指定をした上で、それと並行して管理計画の方を検討していくというような状況になっていくと思っております。

齋藤委員 今回、緑地地区に指定すること自体は賛成しますけれども、指定されるとある程度制限がかかるわけです。そうすると、維持管理というものが個人で持っている私有地はかなり制限がかかるから、その辺の維持管理も並行して決めていかないと、ただ、都市計画審議会の中で緑地地区を指定したと、それで終わりではなくて、もう一方の管理をする方も一緒に検討していかないと何にもならない。今回、この場所が初めてではなくて、先ほども申し上げたように4カ所目なんです。今までの3カ所を見ると、かなり自然のままというか、管理されていない状況がかなり見受けられます。そうすると、自然を残すというが、結局、荒れた自然になってしまう。それでもいいのかということをおっしゃっている。やはり里山として残してい

事務局

くなら、きちんとした管理をしていただきたいと思うわけです。その辺は何度も申し上げるけれども、指定をするのと管理をするのは両輪でやっていく。そしてお金がかかるわけですから、予算づけとしてもはっきりとやっていたいかなければならないのではないかと思うが、その辺はどうですか。

先ほど申し上げたように、都市計画決定は審議会の付議になるわけですが、その後の維持管理をどういう形でやっていくのかという道筋が見えていないと、区域指定するだけでは荒れた山林になっていってしまうのではないかというご指摘はごもっともだと思います。そういう意味でいきますと、今回の特別緑地保全地区も他の3ヵ所の方がむしろ民地の部分が多いと思います。今回の部分については既に市が所有している区域が6割程度あるということなので、その部分については、本来、緑地保全地区という指定をすることよりも、緑地として市がどう管理していくかという部分になりますので、そこについては当然市の方で予算をつけながら、いろいろな方のご意見を聞きながら管理をしていくという形になると思いますし、一方で民地の部分に制限を加えていくことについては、あくまでも民地ですから、その部分を市がどんどん維持管理を進めていくというスタンスのものではありません。とは言いつつ、市の方でいろいろな助言をしたり、何らかの支援していくということは考えていかなければいけないと思っております。どういう方策があるのかというのは担当部局とか関係機関と意見交換しながら決めていかなければいけないと思っております。おっしゃることは非常に重要なことと思っております。

今回はあくまで特別緑地保全地区として指定するという基本の考え方は、民地のところの地区指定の樹林を伐採されてしまったり、駐車場をつくられてしまったりとか、資材置き場といったものをつくられてしまうと、貴重な樹林、緑地自体が喪失してしまう。それをまずは防ぐためにこういう制度をかけていくということですので、その第1段階というところでありまして、そういう中でいかに保全、維持管理をしていくかということも大事になっていきますし、市の持っているところもありますし、今後、権利者の方から買取りの申出があったら、買っていくという部分も出てくるかと思えます。そうしますと、市の土地になった部分については少年の森のような使い方をしていくということも、考え方としてそれはそれとしてさまざまなニーズがある中で、またその都度検討していく話かと考えております。いずれにしても、今回、都市計画決定ということで現状の緑地を伐採されないように保全していくということの第1歩として指定をさせていただきたいということですので、今後、そういう課題が多いということは認識をしておりますし、そういったことについてはいろいろな場

所でご報告という形でやっていくと思います。緑地保全の維持管理については、別途、みどり保全審議会というものもございますので、そちらの専門の委員の方々のご意見を聞きながら、いろいろ進めていくものと考えております。

高見沢会長 齋藤委員からのご意見はご意見として受けとめていただいて、また、齋藤委員にはこの場で改めて問題提起とか、ご意見を賜ればと思います。

それでは、議第1号「藤沢都市計画特別緑地保全地区の決定について」は、審議会としての意見は「特になし」ということで、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

高見沢会長 以上で、議第1号の審議を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 次に、報告事項1「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項1「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明いたします。スクリーン又はお手元に配布しております「資料2-1」をご参照ください。資料の右下にページ数を振っております。1ページをご覧ください。「生産緑地地区の制度」について簡単に説明いたします。

生産緑地地区は市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的に指定するものでございます。生産緑地地区に指定されますと、建築行為等の制限がかかり、他の用途への転用が原則認められなくなるとともに、農地等の管理が義務化される一方、固定資産税等の税制面で優遇措置や相続税の納税猶予制度の適用を受けられるようになります。

次に2ページをご覧ください。「生産緑地地区の追加・拡大の流れ」につきまして、ご説明いたします。まず初めに、「①地権者等からの事前相談」を実施し、相談を受け付けたものについて「②指定要件の審査」を行っております。参考といたしまして、資料2-2として、「指定基準」をお配りさせていただいております。時間の関係上、説明は割愛させていただきますが、この指定基準に基づき指定要件の審査を行っております。2ページに戻らせていただきまして、審査が通ったものについて「③地権者等からの指定申出」を受けまして、「④法定協議・法定縦覧、都市計画審議会」を経まして、「⑤都市計画変更（追

加・拡大)」という流れになっております。

3 ページをご覧ください。次に「生産緑地地区の廃止・縮小の流れ」について、ご説明いたします。生産緑地地区は、原則廃止・縮小をすることができませんが、公共施設等を設置した場合、または①指定の告示日から30年が経過した場合、②農業の主たる従事者が死亡した場合、③農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障が生じた場合に市長への買取りの申出ができることとなっております。

4 ページをご覧ください。「買取り申出にともなう行為制限解除の流れ」についてご説明いたします。買取り申出を受理した日から、1ヶ月以内に市は買取りの判断を行い、市で買取らない場合は、農業委員会に他の農業従事者へのあっせんを依頼します。買取り申出がなされた日から3ヶ月が経過してもあっせんが成立しなかった場合、行為制限が解除され、農地以外の土地利用が可能となり、その後、都市計画審議会の議を経て、生産緑地地区の廃止・縮小の都市計画変更を行います。

5 ページをご覧ください。「生産緑地地区の推移」につきましてご説明いたします。赤い折れ線が「地区数」、青い折れ線が「面積」を表しております。平成4年から昨年までの数値をプロットしております。「地区数」、「面積」ともに同じ傾向を示しております。平成4年から平成8年までは「増加」、平成8年以降は「減少」となっており、平成27年以降は平成4年の数値を下回る状況となっております。

6 ページをご覧ください。「令和元年度都市計画変更予定案件」について、ご説明いたします。追加指定申出に伴い、「追加・拡大」とする変更が3箇所・約2,170㎡、買取り申出または公共施設設置がなされたことに伴い、「廃止・縮小」とする変更が11箇所・約13,690㎡となっております。1ヵ所拡大・縮小する生産緑地があるため、合計としては13ヵ所になります。

7 ページをご覧ください。藤沢市の市域図に「追加・拡大にかかる箇所」3箇所の位置をお示ししております。それでは、各案件につきまして、ご説明いたします。

8 ページをご覧ください。「箇所番号25」ですが、図で赤色に着色しているところが今回、拡大する部分でございます。「農地等の所在地」は高倉字滝ノ上地内となっており、「都市計画

決定面積」は 7,110 m²から 7,610 m²の 500 m²の拡大となります。土地所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準に適合しているため、拡大の都市計画変更を行うものでございます。こちらが現在の現地の状況でございます。

9 ページをご覧ください。「箇所番号 468」ですが、図で赤色に着色しているところが拡大、青色で着色しているところが縮小する部分でございます。「農地等の所在地」は鶴沼桜が岡三丁目地内となっており、「都市計画決定面積」は 560 m²から 570 m²の 10 m²の拡大となります。当該生産緑地の一部が道路として公共施設の用に供するとともに、それに伴い公有財産を市から譲与したため、その譲与地について土地所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準に適合しているため、拡大の都市計画変更を行うものでございます。こちらが現在の現地の状況でございます。青いところが縮小部分、赤いところが拡大部分でございます。

10 ページをご覧ください。「箇所番号 641」ですが、図で赤色に着色しているところが今回、新たに追加する部分でございます。「農地等の所在地」は善行坂二丁目地内となっており、「都市計画決定面積」は 1,660 m²となります。土地所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準に適合しているため、追加の都市計画変更を行うものでございます。こちらが現在の現地の状況でございます。

11 ページをご覧ください。藤沢市の市域図に「廃止・縮小にかかる箇所」10 箇所の位置をお示ししております。それでは、各案件について、ご説明いたします。

12 ページをご覧ください。「廃止案件・箇所番号 186」についてご説明いたします。図で黄色に着色している場所が当該生産緑地地区でございます。「農地等の所在地」は石川六丁目地内、「都市計画決定面積」は 2,390 m²でございます。「変更理由」は農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申し出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、廃止の都市計画変更を行うものでございます。

13 ページをご覧ください。「縮小案件 箇所番号 278」について、説明します。「農地等の所在地」は善行四丁目地内、「都

市計画決定面積」は 2,990 m²から 1,770 m²となり、「変更理由」は記載のとおりとなっております。

14 ページをご覧ください。「廃止案件・箇所番号 294」についてご説明いたします。図で黄色に着色している場所が、当該生産緑地地区でございます。「農地等の所在地」は亀井野字渋沢地内、「都市計画決定面積」は 500 m²、「変更理由」は記載のとおりとなっております。15 ページをご覧ください。「縮小案件 箇所番号 295,298」「廃止案件・箇所番号 299」について、説明します。「農地等の所在地」は大庭字羽根沢地内、「都市計画決定面積」はそれぞれ 2,140 m²から 1,660 m²、4,220 m²から 3,010 m²、2,840 m²から 0 m²となり、「変更理由」は記載のとおりとなっております。

16 ページをご覧ください。「廃止案件・箇所番号 328」について説明します。「農地等の所在地」は善行坂一丁目地内、「都市計画決定面積」は 500 m²、「変更理由」は記載のとおりとなっております。

17 ページをご覧ください。「廃止案件・箇所番号 410」について説明します。「農地等の所在地」は大鋸字丸山地内、「都市計画決定面積」は 610 m²、「変更理由」は記載のとおりとなっております。

18 ページをご覧ください。「縮小案件 箇所番号 562」について、説明します。「農地等の所在地」は辻堂太平台一丁目及び辻堂東海岸一丁目地内、「都市計画決定面積」は 3,760 m²から 2,010 m²となり、「変更理由」は記載のとおりとなっております。

19 ページをご覧ください。「縮小案件 箇所番号 574」について、説明します。「農地等の所在地」は天神町一丁目地内、「都市計画決定面積」は 3,730 m²から 1,540 m²となり、「変更理由」は記載のとおりとなっております。

20 ページをご覧ください。「令和元年度都市計画変更予定案件（集計）」についてご説明いたします。追加案件 1 件、拡大案件 2 件の 3 案件で 2,170 m²の増、廃止案件 5 件、縮小案件 6 件の 11 案件で 13,690 m²の減、合計としましては 4 ヶ所の減、11,520 m²の減となります。下段に記載しておりますとおり、平成 30 年からは箇所数が 502 から 498、面積が約 92.6 ヘクタール約 91.5 ヘクタールとなっております。

最後になります。21 ページをご覧ください。「今後のスケジュール」につきましてご説明いたします。令和元年9月から神奈川県との法定協議、10月から法定縦覧、11月下旬の都市計画審議会を経まして、12月中旬に都市計画変更を行う予定としております。以上で、報告事項1「藤沢都市計画生産緑地地区の変更」についての説明を終わります。

高見沢会長 ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

金井委員 生産緑地地区の廃止・縮小のところを見ると、「農業の主たる従事者の死亡」という理由によって廃止・縮小に至るのが非常に多い。今回、「故障」によるのは箇所番号328だけで、他はすべて死亡となっていますが、皆さん突然亡くなるわけではないと思うので、その前に何年間とか、高齢の方は体が弱っているとか、病気が進行することによって農業に従事することが難しくなる時期があるのではないかと思います。ほぼ全件が死亡となっているのが不自然な感じがしてしまう。そうすると、廃止・縮小に至る前の農地がどのような状況にあるか、市の方で押さえられているはずではないかと考えられます。土地の所有者が耕作をするのが難しい状況になっていたとしても、それは家族の手できちんと維持されていましてというような報告があるのであれば、むしろ主たる農業従事者がその時点で変わっていると考えるのが自然ではないかと思えます。このようなことがずっと続いていくのは、法の執行としてよいことではない気がします。そうした場合に、主たる農業従事者についての定義を国、又は市は持っているのかということ伺いたい。

もう1つは、新しく追加・拡大される場合には現況の写真などが示されているけれども、廃止・縮小の場合には示されていません。廃止・縮小に至る農地の状況について、あるいは主たる農業従事者が死亡されたというのであれば、死亡されたのはいつかというような死亡から農地の廃止・縮小に至る経緯について、市の方は調べられているのかどうか、伺いたいと思います。

事務局 まず農業の主たる従事者につきましては、解除が多いという中で、当初指定は平成4年からで、30年の経過については、2022年問題というのがありますが、30年はあと数年で経過す

るといふ当初指定が多い中、主たる従事者が高齢化され、どうしても死亡すると、解除というのがあります。主たる従事者につきましては、基本的にはある程度農業に従事している方、もしくは家族的な経営であれば家族の方が、場合によっては何年かやられているというところもありますけれども、解除要件として主たる従事者が死亡されたときには、できるだけ家族、それ以外の後継者の意向を聞きながら、生産緑地として農業をそのままやってほしいというようなやりとりはしています。しかしながら、高齢の方が主にやっていて、家族の方は後継者としても少し携わっているとか、そういう部分があるということ踏まえて、一部解除とか全部解除というような形になってしまうケースが多いのが現状としてあります。

今の「主たる従事者」については、農業委員会からいただいたものでチェックをしているということが1つあります。

もう1つ「経緯」という部分では、お亡くなりになったことから相続が発生しますと、買取りの申し出ができることとなりますので、死亡日とかは把握しております。さらに買取りの申し出が出てから3ヵ月以内に所有権の移転がないと行為制限の解除が行われます。そういったような手続きになっておまして、おっしゃるとおり、かなり件数が多くなっておまして、30年が経過する中で、指定時には60歳ぐらいの方々が高齢になってきて、そこで継続する後継者の問題等を踏まえて解除されてきているということで、この5年間ぐらいのペースを見ると、年間7~8件、その前の5年で考えると5~6件というところですが、どうしても経過とともに年間の件数が出てきているという状況です。

齋藤委員

生産緑地の件は農業委員会が関係していますが、今、市の方から経緯の説明もありました。都市計画課から農業委員会に解除に関する主たる農業従事者の証明書が依頼されます。農業委員会としては各地に農業推進委員が25人いますから、1筆ごとに全部調べて、この方は農業をやっていたということの証明書を出しております。先ほどの質問の中でも、権利はなくなるといふことでは不自然さを感じると言われていましたが、今回、生産緑地法が改正されて、生産緑地でも貸すことができるということが決まりました。以前は、生産緑地は第三者に貸すこともできなかったから、何とか家族とかでやっていたけれども、

平成4年に制定された法律ですから、当時の耕作者は80代後半から90代という年齢になっているので、故障による解除あるいは死亡による解除が多くなったというのが現状です。

高見沢会長

市としても2022年問題というのがあるので、そこで全部指定されたわけではないけれども、かなり大量に判断を迫れるというときに、今お話にもあったように、貸せるようになっているので、それがなくなるときに比べれば、若干キープできる率が高くなると思うけれども、まだ、基礎調査はやっているのか、あるいはこれからやる予定とかはありますか。

事務局

今、特定生産緑地の移行に伴い、土地の所有者に今年の3月下旬から5月中旬までの間で現状のアンケートを実施させていただきました。当初の指定を受けて、今、当初指定が全体の割合の86%ありますので、その中の回答ですが、まだ細かい調整はしておりませんが、そのうちの74%の方から回答をいただきまして、全部生産緑地に移行したい、または一部を特定生産緑地に移行したいという方が74%ぐらいありますので、ある程度生産緑地として続けていただけないかと考えております。また、これについては来年、再来年に特定生産緑地への指定というところで手続きをできるだけ早く進めていきたいと思っておりますので、今後もこのアンケート調査を基に、各地権者と調整しながら特定生産緑地の指定に向けて進めてまいりたいと思っております。

高見沢会長

今のデータで、すぐには悪くならないだろうということを考えると、主たる農業従事者の年齢別とかキープしたい割合とかを見ると、高齢者の方が手放したいと思っているのか、そうでもないのかということがわかってくると思うけれども、既にわかっていたり、今後分析するような計画があれば教えてください。

事務局

現状ですと、そこまで整理ができておりません。今後、この辺のアンケートをもとに個別に少しずつ調整を図っていきたいのですが、買取り申し出をしたいという方が高齢かどうかというのはちょっとわからない部分がありますので、その辺を踏まえて調整をさせていただきたいと思っております。

高見沢会長

場合によっては本審議会でもこういう調査がありますとか、あるいは質問に応じて分析してみるということがあってもいいかなと思っておりますので、金井委員の方でも特にこの辺はという

のありましたら、アドバイスをいただければと思います。

北坂委員

議論とは少し外れるかもしれないが、生産緑地そのものを廃止された場合、農地として後継者がいない、そこで農業ができない、生産がない。そうすると固定資産税が上がるわけです。物を生産しなければ固定資産税を払える能力のある方がそう多くいるとは思えないというのが、私の認識不足かもわからないけれども、そうなってくると、市としては固定資産税そのものが回収できないというような事態に陥らないのか。それに対する対応策があれば教えていただきたい。

事務局

生産緑地に指定しますと、言われたとおり、固定資産税が大幅に減免されまして、場合によっては相続税の納税猶予を受けて営農していただくという状況もあります。ある程度解除要件が整って生産緑地をやめますというような解除の方向でいくところでは、基本的には全部の農地を仮に解除した場合には、相続税という部分もありますので、多分、現況に見合う中で、その生産緑地を解除した後にその土地を売るとか、一部残して土地利用するとか、地権者の方はそういうような形でやりくりされているのかなと考えております。それから農地として活用した中で固定資産税が減免されていますので、仮にやめて市が救済する措置は、今のところありません。

北坂委員

市として買取りもできない、売却もできないと、そのままの土地で置いておくという理解であれば、その農地そのものが荒地になっていくことはないのですか。

事務局

解除という手続きの前に、行為制限というのがあります。要は農地をやらなければいけないという制限がかかってくるわけです。そこが主たる従事者の死亡等によって解除されたというのは、解除という意味は制限が解除されているということなので、通常の宅地と同じになりますので、これは市場の中で流通していくものとか、また、自分で何らかの建物を建てて活用するとか、通常の自分の所有地という状況です。確かに固定資産税はあるのですが、それが通常の宅地として分譲されたりとか、藤沢市の場合は宅地の需要はまだまだあるかと思えますし、活用はされていると思います。

高見沢会長

固定資産税が取れないということはないということですか。

事務局

はい。

高見沢会長

他にありませんか。(なし)

それでは、きょうは報告ということで、特に問題であるというご意見はなかったようですので、先に手続きを進めていただければと思います。

これもちまして、審議及び報告を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 次に、次第5 その他ですが、委員の皆様からご意見・ご要望等ありますか。(なし)

特にないようですので、事務局にマイクをお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局 次回の第170回藤沢市都市計画審議会は、11月27日(水)午後2時から、場所は本庁舎8階 8-1会議室での開催を予定しております。議案等については、後日、ご案内をさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、計画建築部長からごあいさつ申し上げます。

石原部長 皆様、本日もさまざまな視点からご議論いただき、まことにありがとうございました。特に議第1号の特別緑地保全地区のことに关しましては、あくまでも良好な緑地を保全していくということで、それを伐採して駐車場になってしまったり、資材置き場になったりするようなことがないように、まずは行為制限をかけていくという趣旨でご提案をさせていただいておりますけれども、ご指摘のあったとおり、その後、手が入らなくて荒れていってしまったのは元も子もないという部分は当然ありますので、そこを管理するために十分な意見交換をしながら、また、専門家のご意見や地元の方々のご意見なども伺いながら、良好な緑地を今後にわたって、子どもの世代、孫の世代まで残していけるような藤沢市の緑地を確保していきたいと考えております。

また、生産緑地の方についてもさまざまなご議論がありました。今回は、市民委員の方には初めてでありまして、生産緑地の制度は複雑で特殊な制度になっており、わかりにくいところもあるのですが、そういったところについては、次回の審議のときにはもう少しわかりやすくしてご審議できるようにしていきたいと思っております。また、廃止する部分の写真がないというようなご指摘もありました。おっしゃるとおり、今後、そういったところについては、資料等に付けていきたいと考えておりますので、さまざまな角度からご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第169回藤沢市都市計画審議会を終了とさせていただきます。今後2年間、よろしくお願いいたします。

午後3時32分 閉会